

令和元年度における小牧岩倉衛生組合の人事行政の運営等の状況について

1. 職員の任免及び職員数の状況

(1) 職員の任免の状況

区分	採用者数	退職者数
任命権者		
管理者の事務部局	0人	0人

(2) 職員数（平成31年4月1日現在）

区分	職員数
任命権者	
管理者の事務部局	37

（再任用職員1名含む。）

2. 職員の給与の状況

(1) 人件費の状況（令和元年度一般会計決算額）

歳出額 A	人件費 B	人件费率 (B/A)
2,022,702千円	326,226千円	16.1%

備考 人件費には、特別職に支給される報酬を含みます。

(2) 職員給与費の状況（令和元年度一般会計決算額）

職員数 A	給与費				一人当たり
	給料	職員手当	期末・勤勉手当	計(B)	給与費(B/A)
37人	164,489千円	34,069千円	71,159千円	269,717千円	7,289千円

備考 職員手当には退職手当は含まれていません。

(3) 職員の初任給の状況（平成31年4月1日現在）

区分	初任給	採用2年経過日 給料額
一般行政職	大学卒	188,700円 / 201,200円
	高校卒	154,900円 / 165,900円

備考 採用試験に合格し、学校卒業後直ちに採用された者の初任給と、その者が2年後に受けることとなる給料額です。

(4) 一般行政職の経験年数別・学歴別平均給料（平成31年4月1日現在）

区分	経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
大学卒	該当なし	282,400円	該当なし
高校卒	該当なし	該当なし	該当なし

(5) 一般行政職の等級別職員数の状況（平成31年4月1日現在）

職務の級	職務の内容	職員数	内訳		構成費
			男	女	
1級	1 定型的な業務を行う職務 2 相当の知識又は経験を必要とする業務を行う職務	0人	0人 (0%)	0人 (0%)	0.0%
2級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務	1人 (1人)	1人 (100%) (1人)	0人 (0%)	2.9%
3級	特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務	2人	2人 (100%)	0人 (0%)	5.7%
4級	主査の職務	13人	13人 (100%)	0人 (0%)	37.1%
5級	係長の職務	13人	11人 (84.6%)	2人 (15.4%)	37.1%
6級	課長補佐の職務	2人	1人 (50%)	1人 (50.0%)	5.7%
7級	課長の職務	3人	3人 (100%)	0人 (0%)	8.6%
8級	次長の職務	0人	0人 (0%)	0人 (0%)	0.0%
9級	部長の職務	1人	1人 (100%)	0人 (0%)	2.9%
合計		35人 (1人)	32人 (91.4%) (1人)	3人 (8.6%)	100%

※職員数の（ ）書きについては、再任用短時間勤務職員数です。

(6) 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況（平成31年4月1日現在）

区分	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
一般行政職	370,320円	449,667円	49.1

備考 平均給与月額は、平成31年4月の給料及び職員手当（期末・勤勉手当を除く。）の合計を平成31年4月の職員数で除したものです。

(7) 昇給期間短縮の状況

区分	合計	一般行政職 行（一）	技能労務職 行（二）
職員数 A	37人	36人	1人
普通昇給期間（12～24月）を短縮して昇給した職員数 B	0人	0人	0人
比率 (B/A)	0.0%	0.0%	0.0%

(8) 主な職員手当の状況（平成31年4月1日現在）

期末・勤勉 手当		期 末	勤 勉
	6 月期	1.300月分	0.925月分
	1 2 月期	1.300月分	0.975月分
	計	2.6月分	1.90月分
	職制上の段階、職務の級等による加算措置		有

退職手当		自己都合	定年・勸奨
	平均支給額	0千円	0千円

地域手当	支 給 対 象 者	全 職 員
	支 給 率	6%
	支 給 対 象 職 員 数	37 人
	支給対象職員一人当たり平均支給月額	23,734 円

備考 平均支給月額は、令和元年度決算額を平成31年4月の職員数で除したものである。

特殊勤務手当	支 給 対 象 職 種		全 職 種
	職員全体に占める手当支給職員の割合		37.8%
	支給対象職員一人当たり平均支給月額		570 円
	手 当 の 種 類		衛生手当 危険手当
	代表的な 手当の名称	支給額の多い手当 多くの職員に支給されている手当	衛生手当 衛生手当

備考 1 支給割合は、平成31年4月の状況である。

備考 2 平均支給月額は、令和元年度決算額を平成31年4月の職員数で除したものです。

時間外勤務手当	支 給 総 額	3,391,769 円
	職員一人当たり支給年額	109,411 円

備考 平均支給月額は、令和元年度決算額を平成31年4月の職員数(管理職手当受給職員を除く)で除したものです。

区 分	内 容	
扶養手当	配偶者	6,500 円
	子	1人につき10,000円 (特定期間にある子については、上記の額に 5,000円を加算)
	父母等	1人につき6,500円
住居手当	借家・借間居住者 12,000円を超える家賃の額に応じ。最高27,000円)	
通勤手当	交通機関利用者	運賃相当額の範囲で支給 最高50,000円
	自動車等使用者	自動車等の使用距離に応じ支給 最高31,600円

(9) 特別職の報酬等の状況（平成31年4月1日現在）

区 分	報 酬 の 額
議 長	年額 55,000 円
副 議 長	年額 50,000 円
議 員	年額 45,000 円
監査委員（識見を有する者）	年額 80,000 円
監査委員（議会選出）	年額 24,000 円
管 理 委 員 会 委 員	日額 7,700 円
情 報 公 開 審 査 会 委 員	日額 15,000 円

3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間の状況（変則勤務職員を除く）

正規の勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間
	8:30	17:15	12:00～13:00

(2) 主な休暇の種類（平成31年4月1日現在）

区 分	付 与 日 数
年休	1年度につき20日
出産	出産予定日前8週間目に当たる日（多胎妊娠の場合にあたっては、14週間目に当たる日）から出産日後8週間を経過する日まで
育児時間	1日につき2回各30分以内の期間
子の看護	1年度につき5日の範囲内の期間
忌引	親族の区分により1日から10日の範囲内の期間
父母の祭日	1日の範囲内の期間
結婚	5日以内の期間
選挙権等行使	必要と認められる期間
証人等出頭	必要と認められる期間
骨髄移植	必要と認められる期間
ボランティア	1年度につき5日の範囲内の期間
住居滅失等	7日の範囲内の期間
交通遮断	必要と認められる期間
妻の出産補助	3日の範囲内の期間
夏季	6月16日から10月15日までの期間内における5日の範囲内の期間
リフレッシュ	勤続15年目、勤続25年目の翌年度 連続する2日の範囲内の期間

(3) 育児休業等取得者数（令和元年度中に新たに育児休業（部分休業）を取得とした職員）
0人

4 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 職員の分限処分の状況

ア 休職の状況（令和元年度）

該当なし

イ 職員の意に反する降任・免職の状況（令和元年度）

該当なし

(2) 職員の懲戒処分の状況（令和元年度）

該当なし

5 職員のサービスの状況

(1) サービス制度に関する研修等の実施状況

地方公務員法に定められた組合職員としての義務を周知徹底するため、口頭、通知文書等により、サービス規律の徹底を図っている。

6 職員の研修及び勤務成績の評定の状況について

(1) 研修の状況

ア 管理者の事務部局

研修名	対象者	研修内容等	述べ日数	修了者数
主査研修	主査昇格 2年目職員	政策形成の過程を実践的に学ぶことにより、問題意識・問題解決に対する視野を広げ、総合的な研究能力の向上を図る。あわせて、グループ単位での学習を通じ、相互啓発と協調性を養う。	5	1
係長研修	新任係長	庶務事務等に関する基礎知識や、組織を牽引する管理能力を向上させることにより、係長としての職務遂行に必要な実務能力を向上させる。	3	2
リスクマネジメント研修	希望者	行政現場におけるリスク管理について、リスク管理の基本的な手法や考え方を確認した上で、実際に想定されるリスクや危機ごとにイメージトレーニング及びミニ訓練を体験し、実務におけるリスク管理能力を習得します。同時に、リスク管理における「メディア対応」についても、ミニ訓練を通じて対応能力の向上を図る。	2	1
クレーム対応研修	希望者	顧客不満足という観点から、クレーム発生の仕組みやCS（住民満足）の向上とクレーム対応を学びます。また、「実践的で真実味のある」模擬演習を行い、現場対応能力の向上を図る。	2	1
みんなで取り組む職場のメンタルヘルス研修	希望者	同僚との相互ケアの重要性を確認するとともに、メンタルヘルス不調者の早期発見のポイントや発見後の対応、職場復帰支援の際の注意点などについて必要な知識やスキルを学ぶ。	1	1
募集チラシの作り方研修	希望者	住民向け各種イベント、説明会、委員などへ参加したくなるチラシの作成方法を学ぶ。	1	1

イ 通勤災害認定件数

出勤途上	退勤途上	合計
0	0	0

8 勤務条件に関する措置の要求及び不利益処分に関する不服申立ての状況

職員は、地方公務員法の規定に基づき、公平委員会に対し、勤務条件に関する措置の要求と不利益処分についての不服申立てをすることができる。

措置要求事案及び不服申立て事案の事案数

区 分	件 数
前年度からの繰越件数 (A)	0
当年度中の新規要求件数 (B)	0
当年度中取扱い件数 (C = A+B)	0
当年度中終了件数 (D)	0
次年度への繰越件数 (E = C-D)	0